

平成23年6月17日

滋賀県知事 嘉田由紀子 様

滋賀県消費生活審議会
会長 見上 崇 洋

滋賀県消費者基本計画の改定について(答申)

平成22年11月16日付け滋県生第634号で諮問のあったこのことについて、別冊により答申します。

今回の答申に際し、新たな計画においては、これまでの基本理念を継承しつつ、消費者が消費生活において、社会や自然環境に与える影響について、より意識を持って主体的な行動をすることを目指し、消費者教育の充実や情報提供など消費者の自立支援を求めます。

また、消費者トラブルの防止、消費者の安全・安心の確保についての施策を充実させるとともに、この度の震災時のような、緊急時における対応についても盛り込みました。

なお、消費生活相談においては、専門的な知識・技術を有する人材の確保は消費者行政の充実に不可欠であることから、消費生活相談員の雇用形態・勤務形態等の処遇について十分に配慮いただくよう提言します。

新しい消費者基本計画のもと、時代にふさわしい消費者政策に取り組み、いくことを期待します。